ADR 検討会
資料 31－2

検討の方向性に関するメモ

Ⅰ．制度整備の目的

民間の行う裁判外の紛争解決手続について、国民の理解の増進と紛争解決手続としての機能の向上を図ることによって、国民が安心して質の高い紛争解決手続を利用できる環境を整備し、もって、民間の紛争解決手続が裁判と並ぶ選択肢として健全に発展する基盤を整備。

Ⅱ．考えられる内容

１．民間が行う裁判外の紛争解決手続について、基本理念や国等の責務などを規定することについて検討。

（注）認証事業者以外も対象とした責務規定を設けることについては、引き続き検討。

なお、裁判所又は行政機関等が行う裁判外の紛争解決手続の位置付けについては、すでにそれぞれの政策目的を踏まえ個別法が整備されていること等にも留意しつつ、適切な方策を検討。

２．主務大臣は、紛争解決業務を行う者の申請により、不適格事由の存する者でないこと及び公正・適確な紛争解決業務の遂行を確保するために必要な一定の基準（①～③を基本）を満たすことを認証。

① 公正・適確に紛争解決業務を継続して行うことができる能力、経理的基礎を有すること。

② 公正・適確な紛争解決業務の実施に必要な手続準則が存すること。

③ 他の業務を行う場合には、それにより紛争解決業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

３．２．の認証を受けた者（認証事業者）は、

① 業務の実施に関する事項の公表等一定の義務が課され、認証業務につき報告等主務大臣の監督が及ぶ一方、

② その業務につき、認証紛争解決業務であることの名称独占権、弁護士法７２条の例外、時効中断効、訴訟手続の中止等の効果を付与。

（注）認証紛争解決業務に係る和解文書のうち和解の成立等に関する付加的な要件・手続を満たすものに対し執行力を付与することについては、その是非を含め、引き続き検討。